

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

1. 各障害福祉計画の計画期間及び根拠法

根拠法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害者基本法	柏原市障害者計画						柏原市障害者計画					
障害者総合支援法	第4期 柏原市障害福祉計画			第5期 柏原市障害福祉計画			第6期 柏原市障害福祉計画			第7期 柏原市障害福祉計画		
児童福祉法				第1期 柏原市障害児福祉計画			第2期 柏原市障害児福祉計画			第3期 柏原市障害児福祉計画		

柏原市障害福祉計画及び柏原市障害児福祉計画は3年ごとに策定

2. 新たな計画について

障害者福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に即して障害福祉サービス及び障害児通所支援サービス並びに相談支援の提供体制や自立支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的な事項を計画で定めます。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたっては、障害者やその関係者及び地域自立支援協議会の意見を聴くように努めるとなっています。（障害者総合支援法第88条第1項第8号）